7　改正法附則第六十五条第八項、第十一項若しくは第十五項又は第八十二条第六項、第八項若しくは第十一項の場合において、これらの規定の合併法人等（その適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）の日において中小連結法人に該当しない連結親法人又は連結子法人に限る。）の当該適格合併等の日を含む連結事業年度が当該合併法人等の平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度（同日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該合併法人等が同日後に設立されたものである場合には当該適格合併等に係る適用法人の同日以後最初に開始する連結事業年度とする。）開始の日以後四年を経過する日を含む連結事業年度（当該連結事業年度開始の日以後四年を経過する日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）後の各連結事業年度に該当するときは、当該適格合併等の日を含む連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　改正法附則第八十二条第二項若しくは第四項又は前二項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、改正法附則第八十二条第二項若しくは第四項又は前二項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるものとする。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十条　新令第三十九条の百十八第九項の規定は、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成二十四年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度における新令第三十九条の百十八第九項の規定の適用については、同項ただし書中「金額」とあるのは、「金額の六分の五に相当する金額」とする。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、第四十二条の五の二（第五項を除く。）」及び「、第四十二条の七（第七項を除く。）」を削り、「第四十三条」の下に「から第四十四条まで、第四十四条の三」を加え、同条第三号中「（第三項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第五十五条の七」を削り、同条第八号中「第六十条の三」を「第六十一条」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「、第六十八条の二（第五項を除く。）」、「、第六十八条の十二（第七項を除く。）」及び「、第六十八条の二十一」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号中「、第六十八条の四十五（第三項から第五項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）」を削り、同号を同条第十四号とし、同条第十六号を同条第十五号とし、同条第十七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十四号中「措置法」を「租税特別措置法」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条に次の一号を加える。

二十四　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五（第五項を除く。）、第四十二条の七（第七項を除く。）、第四十四条の二、第五十五条の六（第三項から第七項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十一条（第三項を除く。）、第六十八条の十（第五項を除く。）、第六十八条の十二（第七項を除く。）、第六十八条の二十一及び第六十八条の四十五（第三項から第五項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）の規定

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「から第五条の九まで」を「から第五条の七まで及び第五条の九まで」に、「第五条の四第十二項、第五条の四の二第八項」を「第五条の四第八項」に改め、「、第五条の六第八項」を削る。

第十六条第六項の表租税特別措置法施行令第三十六条の三第二項の項中「第三十六条の三第二項」を「第三十七条第二項」に改める。

第十九条第四十項の表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第一項の項中「第三十九条の三十五の四第一項」を「第三十九条の三十五の四第一項第一号」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第三項の項中「第三十九条の三十五の四第三項第一号」を「第三十九条の三十五の四第三項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十三条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第五項の表新令第三十六条第五項の項中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に改め、同表法人税法施行令第百四十二条の二第一号イの項を削り、同表法人税法施行令第百四十二条の三第四項の項中「第百四十二条の二第一号イの項を削り、同条第六項中「第百四十二条の三第七項」を「第百四十二条の二第七項」に改める。

附則第二十八条第三項中「、同表法人税法施行令第百四十二条の二第一号イの項中「第二十七条第七項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」とあるのは「第二十八条第五項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」と」を削り、同条第四項中「第百四十二条の三第七項」を「第百四十二条の二第七項」に改める。

附則第四十一条第五項中「、同表法人税法施行令第百四十二条の二第一号イの項中「第二十七条第七項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」とあるのは「第四十一条第七項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」と」を削る。

附則第四十二条第三項中「、同表法人税法施行令第百四十二条の二第一号イの項中「第二十七条第七項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」とあるのは「第四十二条第五項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）」と」を削る。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十二月二日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百八十四号

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。